



「保安方針、保安目標、保安計画策定月間」

4月1日～30日にあたって

平成31年3月
那覇産業保安監督事務所
所長 玉城 秀一

鉱山で働く皆様、毎日のお仕事ご苦労様です。

さて、沖縄鉱山保安対策委員会では、4月1日～30日までの間を「保安方針、保安目標、保安計画策定月間」として定め、保安運動を展開します。

当事務所は、「自主保安体制の確立」を目標とし、管内鉱山に対し鉱山保安マネジメントシステム(鉱山保安 MS)で繰り返される、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)による保安体制維持・向上を目指した導入支援を行ってまいりました。各鉱山におきましても鉱山保安に向けた具体的手法として、同システムの導入・運用に努力されていると思いますが、年度の初めである4月は、保安運動の体系として昨年度に取り組み評価した内容を基に、改善した保安方針・保安目標・保安計画を策定していただきたいと思います。

これまでも皆さんには、鉱山保安 MS の自己評価をしていただきましたが、その結果においても同システムの未実施項目が保安計画等の改善点として繋がっていないことが見えてきています。改善した内容が次の計画等に反映されなければ、同様の事故やヒヤリ・ハットを再度繰り返してしまい、重大な災害が発生する可能性があります。既に計画を策定しているところも改善内容が十分に反映されているか再確認していただくとともに、これから計画を策定するところも保安活動の第一歩として取り組んでいただければと思います。

経営トップや保安統括者のみならず鉱山に関わる皆様におかれましては、この主旨を十分に理解されるとともに、一人一人が計画等策定に参画し保安の確保に取り組んでいただきますようお願いいたします。

経営トップの方は保安方針を策定していますか？

策定した保安方針を表明していますか？

保安方針に基づく実現可能な保安目標を設定していますか？

保安計画には保安委員会や鉱山労働者の意見が反映されていますか？

保安計画は鉱山で働く方がいつでも確認できるよう掲示されていますか？

<平成30年度 鉱山保安標語準入选作品>

突然・寸前がくる前に 未然・改善・事前で安全を!

砂川 光二 (大光鉱山)

保安運動「保安方針、保安目標、保安計画策定月間」の 実施要領

平成 3 1 年 3 月
沖縄鉱山保安対策委員会

1. 期 間

平成 3 1 年 4 月 1 日（月）～ 3 0 日（火）までの 1 月間

2. 保安運動の趣旨

本運動は、沖縄鉱山保安対策委員会を推進母体とし、重点目標及び期間を定め、保安運動を展開して鉱山の保安意識の高揚を図り、特に本月間では、各鉱山の経営トップが保安方針を定め、その方針に基づき 1 年間の保安計画を立て、これを確実に実施することにより、危害及び鉱害の防止に資することを目的とする。

3. 各鉱山の実施事項

(1) 保安方針の策定

鉱業権者は、自ら保安に対する姿勢を明確にした保安方針を表明（口頭によるものを含む。）する。

なお、保安方針の改善を要しないと判断される場合はこれを継続しても構わない。表明した保安方針には、概ね、次の事項の内容を含むよう定める。

- ・危害及び鉱害の防止を図ること
- ・鉱山労働者の協力のもと、保安活動を実施すること
- ・法又はこれに基づく命令、保安規程等を遵守すること
- ・鉱山保安マネジメントシステムに従って措置を適切に実施すること
- ・保安方針はできれば文書（紙又は電子媒体等。）によること

(2) 保安目標の策定

鉱業権者又は保安統括者（保安管理者）が中心となって保安委員会等を開催し、経営トップが定める保安方針に基づき、今年の保安目標を策定し、鉱山労働者全員への周知により、災害・鉱害に対する保安意識を高める。

- ・保安方針に基づき、リスクアセスメントの調査結果、前年等過去の保安目標の達成状況等を踏まえ、「災害ゼロ」等の保安目標を設定（口頭によるものを含む。）する
- ・保安目標は、一定期間（原則 1 年後）に達成すべき到達点を明らかにしているものとするとともに、近年の災害発生状況等を踏まえ達成可能なものとする（ほとんどの鉱山の保安目標は「災害ゼロ」だと思うので、この「ゼロ」が達成可能な到達点。「災害ゼロ」の他に、職場の整理整頓の徹底等複数の目標を設定しているところもある。）
- ・鉱山としての目標を設定はもとより、必要な場合、これを基にした関係部署ごとの目標も設定する
なお、小規模な鉱山等の場合、関係部署ごとの目標は実態にそぐわない場合もある
- ・目標は達成の度合いを客観的に評価できるよう、「災害ゼロ」等可能な限り定量的なものとする
ただし、複数の目標がある場合、一つでも定量的なものがあれば、すべてが定量的である必要はない
- ・保安目標はできれば文書（紙又は電子媒体等。）によること

- ・ 保安目標の策定には保安委員会の意見を反映すること

(3) 保安計画の策定

保安委員会等を開催し、保安目標を達成するために、今年 1 年の保安運動、保安教育等の計画を策定し、鉾山労働者全員に周知、実行し、災害の未然防止を図る。

- ・ 保安目標を達成するため、鉾山におけるリスクアセスメントの結果、過去における保安計画の実施状況、保安目標の達成状況等に基づき、1 年等の期間を限り、保安計画（文書（紙又は電子媒体。）によるものに限る。）により作成する
- ・ 保安計画は、実施の担当部署、必要な予算等を含めて作成する
- ・ 保安計画は、保安目標を達成するための具体的な実施事項、日程等について定め、概ね次の事項を盛り込む
 - 保安計画の期間（原則 1 年）に関する事項
 - 法又はこれに基づく命令、保安規程等に基づき実施すべき事項及びリスクアセスメントの結果により決定された措置の内容及び実施時期に関する事項
 - 日常的な保安活動（危険予知活動（KYK）、4S（整理、整頓、清潔、清掃）活動、ヒヤリハット事例の収集及びこれに係る対策の実施、各種改善提案活動等）の実施に関する事項
 - 保安教育の内容及び実施時期に関する事項
 - 保安計画の見直し（新規区域の開発に当たる場合や機械、設備等を新規に導入する場合等）に関する事項
- ・ 保安計画の策定には保安委員会の意見を反映すること

4 . 各地区鉾山保安対策委員会の実施事項

保安対策委員長が中心となり、保安運動推進班を編成し、地区内鉾山の保安方針、保安目標、保安計画の策定を推進する。

また、可能な地区では地区内保安方針、保安目標、保安計画を策定する。

5 . 那覇産業保安監督事務所の実施事項

(1) 所長メッセージ及び推進票を鉾山に配布する。

(2) 必要に応じて監督官等を派遣し、各地区保安対策委員会を支援する。

